

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和7年1月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1) 受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 (2) 所得情報の照会、支給額の判定 (3) 年金情報の照会、児童手当拠出金事務 これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名

児童手当システムファイル、統合宛名ファイル、子育て特別給付金ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106及び107の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、第127条、第143条及び第163条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141及び161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月15日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	八百津町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針及び八百津町個人情報、個人番号及び特定個人情報の取扱いに関する要綱に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。具体的に、 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底する。 ・特定個人情報が記録された書類を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	評価実施機関における担当部署	町民課長 後藤光弘	町民課長 山田一夫	事後	
平成29年11月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	平成29年11月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	評価実施期間における担当部署②所属長	町民課長 山田一夫	町民課長	事後	
平成31年3月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成29年11月1日 時点	平成31年3月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	Ⅳ リスク対策	なし	項目追加	事後	
令和2年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	
令和3年7月1日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二【情報提供】項番26、30、87 【情報照会】項番74、75	番号法第19条第8号、別表第二【情報提供】項番26、30、87、106 【情報照会】項番74、75	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点	事後	
令和4年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	-	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務【令和4年4月30日終了】 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官通知)に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、子育て世帯に対する臨時特別給付金を支給する。 ・子育て世帯に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務を行う。 事務に関しては、児童手当システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月1日	2. 特定個人情報ファイル名	－	子育て特別給付金ファイル	事後	
令和4年7月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一項番56	番号法第9条第1項、別表第一 56の項 番号法第9条第1項、別表第一 100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第10条	事後	
令和4年7月1日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番26、30、87、106 【情報照会】項番74、75	番号法第19条第8号、別表第二 【情報提供】項番26、30、87、106 【情報照会】項番74、75番号法第19条第8号 別 表第二 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令第59条の4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年法律第38号)第11条	事後	
令和5年7月1日	1.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の概要	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の 支給事務【令和4年4月30日終了】 「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支 給要領(令和3年11月26日付け府政経運第399 号内閣府政策統括官通知)に基づき、新型コロ ナウイルス感染症による影響を踏まえ、子育て 世帯に対する臨時特別給付金を支給する。 ・子育て世帯に対する臨時特別給付金の対象 者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に 関する事務を行う。 事務に関しては、児童手当システムを利用し、 特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速 かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等 に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的 給付」に指定されており、給付金事務において、 個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り 扱うことが可能となっている。	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の 支給事務【令和5年3月31日終了】 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合 緊急対策(令和4年4月28日閣議決定)により、 新型コロナウイルス感染症による影響を踏ま え、子育て世帯に対する臨時特別給付金を支 給する。 ・子育て世帯に対する臨時特別給付金の対象 者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に 関する事務を行う。 事務に関しては、児童手当システムを利用し、 特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速 かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等 に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的 給付」に指定されており、給付金事務において、 個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り 扱うことが可能となっている。	事後	
令和5年7月1日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 (2)所得情報の照会、支給額の判定 (3)年金情報の照会、児童手当拠出金事務なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給事務【令和5年3月31日終了】 「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策(令和4年4月28日閣議決定)」により、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、子育て世帯に対する臨時特別給付金を支給する。 ・子育て世帯に対する臨時特別給付金の対象者の支給要件の確認、支給決定、支給処理に関する事務を行う。 事務に関しては、児童手当システムを利用し、特定個人情報の庁内連携を行う。 これらの給付金は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の規定に基づく「特定公的給付」に指定されており、給付金事務において、個人番号を利用した管理や地方税関係等を取り扱うことが可能となっている。	児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)に基づき、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 (1)受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 (2)所得情報の照会、支給額の判定 (3)年金情報の照会、児童手当拠出金事務 これらの事務に関して、各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。 また、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領並びにお知らせ機能による通知を行う。	事後	
令和6年11月15日	I 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月15日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 56の項 番号法第9条第1項、別表第一 100の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・番号法第9条第1項、別表第81の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	事後	
令和6年11月15日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供】項番26、30、87、106 【情報照会】項番74、75 番号法第19条第8号 別表第二 121の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第11条	【情報照会】 ・番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 106及び107の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第44条、第127条、第143条及び第163条 【情報提供】 ・番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、125、141及び161の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条及び第109条	事後	
令和6年11月15日	Ⅱしきい値判断項目内 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和6年11月15日 時点	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ リスク対策 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和6年11月15日	Ⅳ リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	